

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2018年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは「関連業法」を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）生命保険募集人または保険仲立人の登録を受けていないFPが、生命保険契約を検討している顧客のライフプランに基づき、必要保障額を具体的に試算した。
- （イ）弁護士資格を有していないFPが、顧客から相続人間の交渉における代理人となることを依頼されたが、自分は代理人とならずに、提携している弁護士を紹介した。
- （ウ）税理士資格を有していないFPが、顧客の個別具体的な相続税納付額の計算を無償で行った。
- （エ）社会保険労務士資格を有していないFPが、顧客が持参した「ねんきん定期便」を基に公的年金の受給見込み額を計算した。

問2

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人事業主であるファイナンシャル・プランナーが、事業の用に供する目的で100名分の顧客名簿を作成している場合であれば、個人情報保護法の適用対象とはならない。
2. 個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号、健康保険の被保険者証の記号番号のいずれも、個人情報として取り扱う必要がある。
3. 個人情報取扱事業者が、税務署の職員による税務調査に応じ、個人情報を提出する場合には、第三者提供に関する本人の同意は不要である。
4. 個人情報取扱事業者が、本人との契約書を通じて、契約者本人の個人情報を取得する場合、原則として、契約締結前に本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。

【第2問】下記の（問3）～（問5）について解答しなさい。

問3

下記＜資料＞は、氷室さんが同一の特定口座内で行ったP X株式会社の株式取引に係る明細である。氷室さんが2018年12月12日に売却した300株について、譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価額として、正しいものはどれか。なお、計算結果について円未満の端数が生じる場合は切り上げること。

＜資料：P X株式会社の取引明細＞

取引日	売買の別	約定単価（円）	株数（株）
2017年 6月 1日	買付	2,450	300
2017年12月 7日	買付	2,820	100
2018年 2月16日	買付	2,700	200
2018年12月12日	売却	3,700	300

※売買手数料や消費税については考慮しないこととする。

※その他の記載のない条件については一切考慮しないこととする。

1. 2,450円
2. 2,595円
3. 2,657円
4. 2,740円

問4

下記<資料>は、福岡さんがWA銀行に預け入れている外貨定期預金の明細である。この外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額を計算しなさい。なお、計算結果（円転した金額）について円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

- ・ 預入額 10,000米ドル
- ・ 預入期間 12ヵ月
- ・ 預金金利 2.0%（年率）
- ・ 為替レート （1米ドル）

	TTS	TTM（仲値）	TTB
満期時	112.00円	111.00円	110.00円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月割りで計算すること。

注2：為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、米ドル建ての利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

問5

個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）国民年金基金とiDeCoの両方に重複して加入することはできない。
- （イ）掛金は毎月拠出する方法のほか、拠出限度額の範囲内で年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出することもできる。
- （ウ）国民年金保険料の半額免除を受けている場合でも、iDeCoに加入することができる。
- （エ）支払った掛金は、小規模企業共済等掛金控除として、所得控除することができる。

【第3問】下記の（問6）～（問9）について解答しなさい。

問6

下記<資料>は、中井さんが購入を検討しているマンションの登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

全部事項証明書（建物）			
表題部（専有部分の建物の表示）			不動産番号
家屋番号	××二丁目2番3の305		××××××××××××××
建物の名称	305		余白
①種類	②構造	③床面積m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造 1階建	3階部分 70.35	平成23年〇月〇〇日新築 〔平成23年〇月〇〇日〕
表題部（敷地権の表示）			
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	所有権	62187分の935	平成23年〇月〇〇日敷地権 〔平成23年〇月〇〇日〕
所有者	〇〇県△△市××二丁目3番5号 株式会社しあわせ不動産		
権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成23年〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇号	原因 平成23年〇月〇〇日売買 所有者 〇〇県△△市××二丁目5番7-305 小田孝

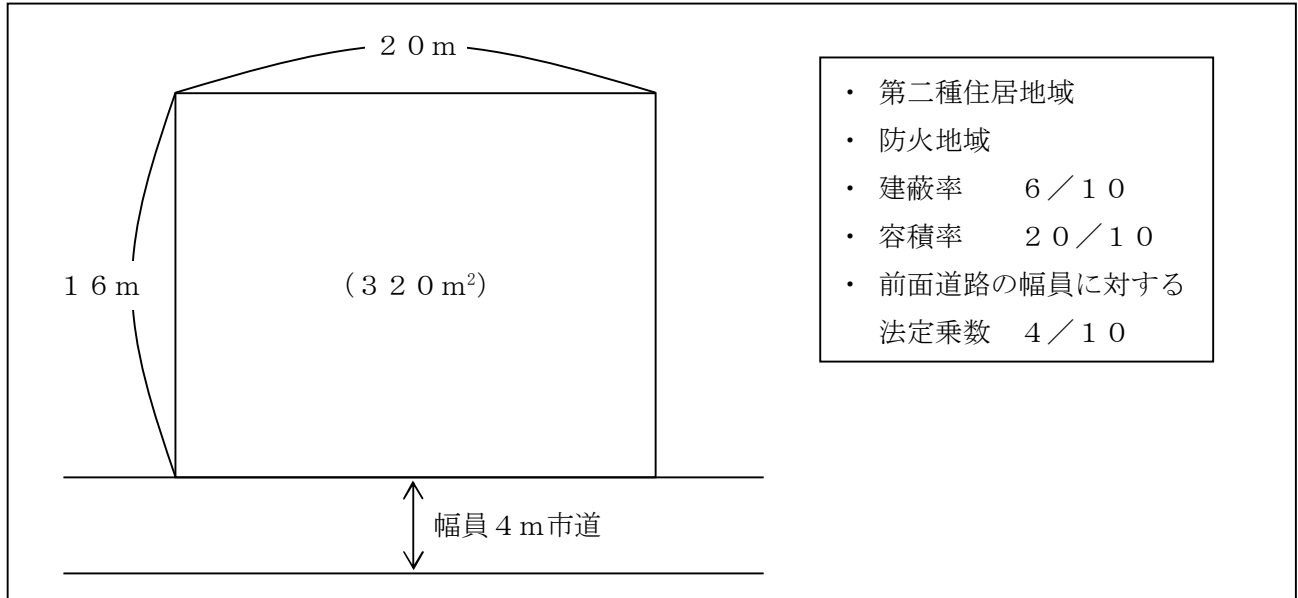
※下線のあるものは抹消事項であることを示す。

- （ア）表題部に記載されている305号室の専有部分の床面積は、壁の中心（壁芯）から測った面積である。
- （イ）登記記録上、このマンションの305号室の現在の所有者は、株式会社しあわせ不動産であることがわかる。
- （ウ）中井さんが金融機関からの借入れによりこのマンションの305号室を購入して金融機関が抵当権を設定した場合、抵当権設定に関する登記事項は「権利部（甲区）」に記載される。
- （エ）登記事項証明書の交付を請求することができるのは、利害関係者に限られる。

問7

建築基準法に従い、下記<資料>の土地に耐火建築物を建てる場合、建築面積の最高限度（ア）と延べ面積（床面積の合計）の最高限度（イ）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、<資料>に記載のない条件については一切考慮しないこと。

<資料>



1. (ア) 192 m² (イ) 512 m²
2. (ア) 192 m² (イ) 640 m²
3. (ア) 224 m² (イ) 512 m²
4. (ア) 224 m² (イ) 640 m²

問 8

東さんは、FPで税理士でもある浅田さんに固定資産税について質問をした。下記の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

東さん：「固定資産税とは、どのような税金ですか。」

浅田さん：「固定資産税は、毎年（ア）現在の土地や家屋、償却資産の所有者に対して課される税金です。」

東さん：「空き家となった住宅を取り壊すことを考えていますが、翌年から家屋に課されていた固定資産税がなくなり、その分今年より税額が軽減されますか。」

浅田さん：「そうとも言い切れません。土地の固定資産税についても考慮する必要があります。一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地（小規模住宅用地）については、住宅一戸当たり（イ）までの部分について、固定資産税の課税標準額が固定資産税評価額の（ウ）になる特例があるからです。」

<語群>

- | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1. 1月1日 | 2. 4月1日 | 3. 7月1日 |
| 4. 200m ² | 5. 280m ² | 6. 330m ² |
| 7. 2分の1 | 8. 3分の1 | 9. 6分の1 |

問 9

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例（被相続人の居住用財産に係るものを除く。以下「3,000万円特別控除」という）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）3,000万円特別控除は、譲渡した居住用財産の所有期間に関係なく適用を受けることができる。
- （イ）居住用財産を譲渡した年の前年または前々年に3,000万円特別控除の適用を受けていた場合、この特例の適用を受けることはできない。
- （ウ）3,000万円特別控除は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例と併せて受けることができる。
- （エ）3,000万円特別控除は、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例と併せて受けることができる。

【第4問】下記の（問10）～（問13）について解答しなさい。


問10

橋口浩太郎さん（58歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、浩太郎さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

終身ガン保険		保険証券記号番号 ○○－○○○○○	
保険契約者	橋口 浩太郎 様	保険契約者印	◇契約日 2000年10月2日
被保険者	橋口 浩太郎 様 1960年9月6日生 男性	(橋口)	◇主契約の保険期間 終身
受取人	給付金 被保険者 様 死亡給付金 橋口 まさみ 様 (妻)	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 終身
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円	毎回 △, △△△円
ガン入院給付金	1日目から日額	1万円	保険料払込方法 月払い
ガン手術給付金	1回につき	20万円	
ガン死亡給付金	ガンによる死亡	20万円	
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円	

<資料／保険証券2>

定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 ××-××××××																			
保険契約者	橋口 浩太郎 様	保険契約者印 	◇契約日 1995年10月2日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 60歳払込満了 ◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新)																		
被保険者	橋口 浩太郎 様 1960年9月6日生 男性																				
受取人	死亡保険金 橋口 まさみ 様 (妻)	受取割合 10割																			
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料																			
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">終身保険金額 (主契約保険金額)</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> </tr> <tr> <td>定期保険特約保険金額</td> <td style="text-align: right;">2,000万円</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障定期保険特約保険金額</td> <td style="text-align: right;">300万円</td> </tr> <tr> <td>災害割増特約保険金額</td> <td style="text-align: right;">500万円</td> </tr> <tr> <td>傷害特約保険金額</td> <td style="text-align: right;">500万円</td> </tr> <tr> <td>災害入院特約</td> <td style="text-align: right;">入院5日目から 日額5,000円</td> </tr> <tr> <td>疾病入院特約</td> <td style="text-align: right;">入院5日目から 日額5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。</td> </tr> <tr> <td>成人病入院特約</td> <td style="text-align: right;">入院5日目から 日額5,000円</td> </tr> </table>		終身保険金額 (主契約保険金額)	200万円	定期保険特約保険金額	2,000万円	三大疾病保障定期保険特約保険金額	300万円	災害割増特約保険金額	500万円	傷害特約保険金額	500万円	災害入院特約	入院5日目から 日額5,000円	疾病入院特約	入院5日目から 日額5,000円	*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。		成人病入院特約	入院5日目から 日額5,000円	毎回 △,△△△円 保険料払込方法 月払い	
終身保険金額 (主契約保険金額)	200万円																				
定期保険特約保険金額	2,000万円																				
三大疾病保障定期保険特約保険金額	300万円																				
災害割増特約保険金額	500万円																				
傷害特約保険金額	500万円																				
災害入院特約	入院5日目から 日額5,000円																				
疾病入院特約	入院5日目から 日額5,000円																				
*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。																					
成人病入院特約	入院5日目から 日額5,000円																				
*入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。																					

- ・ 浩太郎さんが現時点で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (ア) 万円である。
- ・ 浩太郎さんが現時点で、糖尿病の治療のため16日間入院した場合 (手術は受けていない)、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (イ) 万円である。
- ・ 浩太郎さんが現時点で、初めてガン (食道ガン・悪性新生物) と診断され、治療のため30日間入院し、その間に約款所定の手術 (給付倍率40倍) を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (ウ) 万円である。

問 1 1

下記<資料>は、吉田さんが加入したガン保険（免責期間3ヵ月）の契約の流れを示したものである。この保険契約のガンに対する保障が開始する日として、最も適切なものはどれか。なお、保険料の支払い方法は月払いを選択するものとする。

<資料>

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ・ 2018年10月10日 | 申込書および告知書提出 |
| | ↓ |
| ・ 2018年10月15日 | 第1回保険料の支払い（代理店に直接払い込んでいる） |
| | ↓ |
| ・ 2018年10月25日 | 保険会社の引受けの承諾 |
| | ↓ |
| ・ 2018年10月30日 | 保険証券の受取り |

1. 2018年10月25日
2. 2018年10月30日
3. 2019年 1月15日
4. 2019年 1月25日

問 1 2

飯田洋二郎さんが2018年中に支払った生命保険の保険料は下記<資料>のとおりである。この場合の飯田さんの2018年分の所得税の計算における生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、下記<資料>の保険について、これまでに契約内容の変更はないものとする。また、その年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

<資料>

<p>[定期保険（無配当）] 契約日：2007年3月1日 保険契約者：飯田 洋二郎 被保険者：飯田 洋二郎 死亡保険金受取人：飯田 えり子（妻） 2018年の年間支払保険料：67,000円</p>	<p>[個人年金保険（税制適格特約付）] 契約日：2015年11月15日 保険契約者：飯田 洋二郎 被保険者：飯田 洋二郎 年金受取人：飯田 洋二郎 2018年の年間支払保険料：215,230円 2018年の年間配当金：なし</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<所得税の生命保険料控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超		40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 41,750円
2. 76,750円
3. 81,750円
4. 91,750円

問 13

下記<資料>に基づき、井川さんが契約している普通傷害保険について、FPの天野さんの次の説明の空欄(ア)～(エ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととし、保険金の支払い要件はすべて満たしているものとする。

<資料>

普通傷害保険証券					
証券番号 ××-×××××					
ご契約者	被保険者 (保険の対象となる方)				
井川 勝 様	井川 勝 様				
保険期間 (保険のご契約期間) 2018年11月15日 午後4時から 2019年11月15日 午後4時まで	保険料 △△, △△△円 保険料払込方法 月払い (12回払い)				
◆ご契約内容					
給付項目	保険金額				
傷害死亡保険金額 傷害後遺障害保険金額 (後遺障害の程度により保険金額の4%～100%) 傷害入院保険金日額 傷害手術保険金額 傷害通院保険金日額	10,000,000円 10,000,000円 1日につき 5,000円 (入院1日目から補償) 入院中は入院保険金日額の10倍、入院中以外は入院保険金日額の5倍 1日につき 2,000円				
◆適用特約					
天災危険担保特約 (地震・噴火・津波危険を補償します)					
◆その他の補償					
個人賠償責任特約	補償されます 支払限度額: (1事故) 1億円				
◆傷害後遺障害の各等級ごとの保険金額表					
等級	保険金	等級	保険金	等級	保険金
第1級	10,000,000円	第6級	5,000,000円	第11級	1,500,000円
第2級	10,000,000円	第7級	4,200,000円	第12級	1,000,000円
第3級	10,000,000円	第8級	3,400,000円	第13級	700,000円
第4級	6,900,000円	第9級	2,600,000円	第14級	400,000円
第5級	5,900,000円	第10級	2,000,000円		

「井川さんが工作中的ケガで5日間病院に通院した場合、受け取れる保険金は（ア）。」

「井川さんが地震によるケガで6日間病院に入院した場合（手術は受けていない）、受け取れる保険金は（イ）。」

「井川さんが交通事故により傷害後遺障害第6級に該当した場合、受け取れる傷害後遺障害保険金は（ウ）。」

「井川さんの中学生の息子が自転車で誤って他人にケガを負わせた場合、相手への賠償責任に関する補償は最高（エ）。」

<語群>

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| 1. ありません | 2. 1万円です | 3. 2万円です |
| 4. 3万円です | 5. 4万円です | 6. 420万円です |
| 7. 500万円です | 8. 590万円です | 9. 690万円です |
| 10. 1,000万円です | 11. 1億円です | |

【第5問】下記の（問14）～（問17）について解答しなさい。

問14

杉野さんは、2018年12月に22年9ヵ月勤務したSA株式会社を退職し、退職一時金1,350万円を受け取った。この退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、杉野さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。また、杉野さんは、SA株式会社の役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではない。

1. 170万円
2. 205万円
3. 340万円
4. 410万円

問15

個人事業主の広尾さんは、2018年4月に自動車（新車）を購入し、事業の用に供している。広尾さんの2018年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、自動車の取得価額は300万円、2018年中の事業供用月数は9ヵ月、耐用年数は6年とする。また、広尾さんは個人事業を開業して以来、車両についての減価償却方法を選択したことはない。

<耐用年数表（抜粋）>

法定耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率
6年	0.167	0.333

1. 375,750円
2. 501,000円
3. 749,250円
4. 999,000円

問 16

会社員の大津さんの2018年分の所得等は下記<資料>のとおりである。大津さんが所得税の確定申告を行う際、給与所得と損益通算できる損失に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

<資料>

所得または損失の種類	収入	所得	参考
給与所得	600万円	426万円	給与所得控除額：174万円
不動産所得の計算上生じた損失	900万円	▲30万円	必要経費：930万円 ※必要経費の中には土地の取得に要した借入金の利子160万円が含まれている。
ゴルフ会員権の譲渡損失	900万円	▲100万円	取得費：1,000万円 ※ゴルフ会員権の譲渡は営利目的として継続的に行ったものではない。
上場株式の譲渡損失	500万円	▲20万円	取得費：520万円

1. 不動産所得の計算上生じた損失▲30万円と損益通算できる。
2. ゴルフ会員権の譲渡損失▲100万円と損益通算できる。
3. 上場株式の譲渡損失▲20万円と損益通算できる。
4. 損益通算できる損失はない。

問 17

永井さん（68歳）の2018年分の収入等が下記のとおりである場合、永井さんの2018年分の所得税における総所得金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないこととし、総所得金額が最も少なくなるように計算すること。

<2018年分の収入等>

内容	金額
アルバイト収入	55万円
老齢厚生年金および企業年金（老齢年金）	280万円
不動産収入	120万円

※アルバイト収入は給与所得控除額を控除する前の金額である。

※老齢厚生年金および企業年金は公的年金等控除額を控除する前の金額である。

※不動産収入は土地を貸しての地代収入であり、地代収入に係る必要経費は年間20万円である。なお、永井さんは青色申告者であり、青色申告特別控除10万円の適用を受けるものとする。また、必要経費の20万円に青色申告特別控除額10万円は含まれていない。

<公的年金等控除額の速算表>

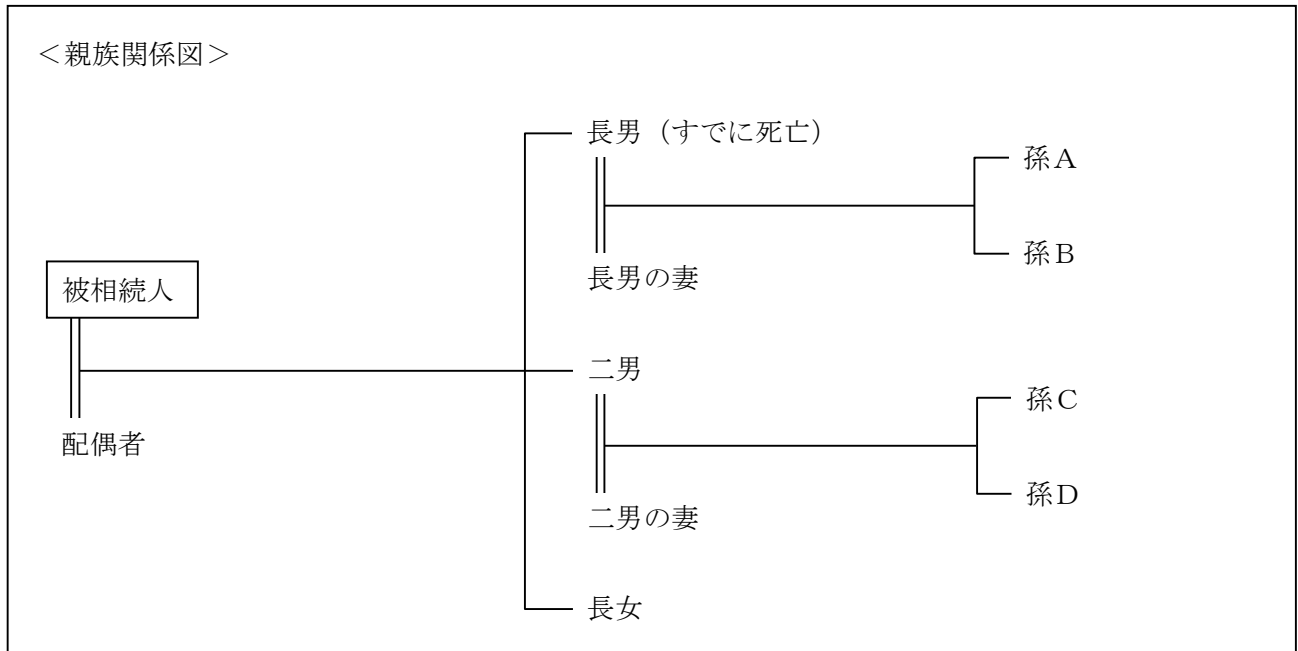
納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円 未満	70万円
	130万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

1. 305万円
2. 270万円
3. 260万円
4. 250万円

【第6問】下記の（問18）～（問21）について解答しなさい。

問18

下記<親族関係図>の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



[各人の法定相続分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は（ア）。
- ・ 被相続人の二男の法定相続分は（イ）。
- ・ 被相続人の孫Aの法定相続分は（ウ）。

<語群>

なし	1/2	1/3	1/4	1/6
1/8	1/12	2/3	3/4	

問 19

相続の放棄をした者に係る相続税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続を放棄した者が、現実負担した被相続人の葬式費用については、遺産総額から控除することができる。
2. 相続を放棄した者が、遺贈により生命保険金等を取得したものとみなされる場合には、生命保険金等の非課税の規定の適用を受けることができる。
3. 相続税の基礎控除額の計算における法定相続人の数は、相続の放棄をした者がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数である。
4. 配偶者が相続を放棄した場合でも、その配偶者が遺贈により財産を取得したときには、配偶者の税額軽減の規定の適用を受けることができる。

問 20

唐沢さんは、自宅の取得に当たり、FPで税理士でもある山岸さんに「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」について質問をした。下記の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

唐沢さん：「先週、マンションを購入する契約をしたので、父から資金援助を受けたいと考えています。『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』について教えてください。」

山岸さん：「非課税の適用を受けるためには、いくつかの要件があります。例えば、取得したマンションの専有部分の床面積が、（ア）以上240m²以下であることなどです。」

唐沢さん：「この制度の適用を受ける場合、その年に110万円の基礎控除を受けることはできますか。」

山岸さん：「同じ年に、暦年課税における110万円の基礎控除を（イ）。」

唐沢さん：「この制度の適用を受けた場合、気を付けることはありますか。」

山岸さん：「贈与税を（ウ）、贈与を受けた年の翌年3月15日までに、申告書を提出することが必要です。」

<語群>

- | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 1. 30m ² | 2. 50m ² | 3. 70m ² |
| 4. 受けることができます | 5. 受けることはできません | |
| 6. 支払うときのみ | 7. 支払わなくても | |

問 2 1

柴田裕子さん（55歳）は、2018年9月に夫から居住用不動産（財産評価額3,000万円）の贈与を受けた。裕子さんが贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合の2018年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、2018年においては、このほかに裕子さんが受けた贈与はないものとする。また、納付すべき贈与税額が最も少なくなるように計算すること。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記(イ)以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

1. 177万円
2. 210万円
3. 231万円
4. 275万円

【第7問】下記の（問22）～（問24）について解答しなさい。

＜布施家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
布施 和也	本人	1970年12月15日	会社員
美穂子	妻	1971年 5月11日	パートタイマー
杏	長女	2002年 8月21日	高校生
颯太	長男	2005年 9月 2日	中学生

＜布施家のキャッシュフロー表＞

（単位：万円）

経過年数		基準年	1年	2年	3年	4年
西暦（年）		2018	2019	2020	2021	2022
家族構成/ 年齢	布施 和也 本人	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳
	美穂子 妻	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳
	杏 長女	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
	颯太 長男	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
ライフイベント		杏 高校入学 颯太 中学入学	結婚20年 海外旅行		杏 大学入学 颯太 高校入学	
	変動率					
収入	給与収入（夫）	1%	628	634	641	
	給与収入（妻）	0%	150	150	150	
	収入合計	—	778	784	791	
支出	基本生活費	2%	382			(ア)
	住居費	—	168	168	168	168
	教育費	—	140	110	200	320
	保険料	—	39	39	39	39
	一時的支出	—	0	100	0	0
	その他支出	1%	18	18	18	19
	支出合計	—			822	
年間収支		—	31	▲41		▲66
金融資産残高		1%	865	833	(イ)	664
					664	605

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2018年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問 2 2

布施家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 3

布施家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 4

布施さんは、教育費の負担が心配になり、奨学金について調べることにした。日本学生支援機構の奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 日本学生支援機構の奨学金には、進学前に申し込む「予約採用」と、進学後に申し込む「在学採用」、家計の急変等に対応する「緊急採用」「応急採用」がある。
2. 日本学生支援機構の奨学金には、原則として返還不要の「給付型」と、返還を要する「貸与型」がある。
3. 日本学生支援機構の奨学金は、学生本人名義の口座に振り込まれる。
4. 日本学生支援機構の奨学金は、希望すれば進学前から受け取ることができる。

【第8問】下記の（問25）～（問27）について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 2 5

荒木さんは、退職金として受け取った2,000万円を老後の生活資金の一部として使用するつもりである。これを25年間、年利1.0%で複利運用しながら毎年1回、年末に均等に取り崩すこととした場合、毎年年末に取り崩すことができる最大金額はいくらになるか。

問 2 6

杉田さんは、子どもの大学の学費を準備するため、新たに積立てを開始する予定である。毎年年末に50万円を積み立てるものとし、6年間、年利1.0%で複利運用しながら積み立てた場合、6年後の合計額はいくらになるか。

問 2 7

明石さんは、海外旅行の費用に充てる資金として、5年後に100万円を用意しようと考えている。5年間、年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【第9問】下記の（問28）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

増田敬太さんは、民間企業に勤務する会社員である。敬太さんと妻の瑠璃子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある大久保さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2019年1月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
増田 敬太	本人	1982年7月25日	36歳	会社員（正社員）
瑠璃子	妻	1985年8月14日	33歳	会社員（正社員）
ひかる	長女	2015年9月1日	3歳	保育園児
かおる	二女	2015年9月1日	3歳	保育園児

[収入金額（2018年）]

- ・ 敬太さん：給与収入450万円。給与収入以外の収入はない。
- ・ 瑠璃子さん：給与収入400万円。給与収入以外の収入はない。

[自宅]

- ・ 賃貸マンションに居住しており、家賃は月額11万円（管理費込み）である。
- ・ マイホームとして販売価格4,444万円（うち消費税144万円）のマンションを購入する予定である。

[金融資産（時価）]

- ・ 敬太さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：200万円
 - 銀行預金（定期預金）：100万円
 - 財形住宅貯蓄（保険型）：200万円
- ・ 瑠璃子さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：300万円
 - 銀行預金（定期預金）：200万円
 - 財形住宅貯蓄（金銭信託）：100万円

[負債]

- ・ 敬太さんと瑠璃子さんに負債はない。

[保険]

- ・ 収入保障保険A：年金月額15万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は敬太さん、年金受取人は瑠璃子さんである。
- ・ 定期保険B：保険金額2,000万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は瑠璃子さん、保険金受取人は敬太さんである。

問28

増田さん夫婦は、2019年2月にマンションを購入する予定である。増田さん夫婦が<設例>のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地（敷地の共有持分）の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は8%とし、計算結果について万円未満の端数が生じる場合は四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問29

増田さん夫婦は、マンションの購入に当たり、積み立てている財形住宅貯蓄を払い出そうと考えており、FPの大久保さんに質問をした。財形住宅貯蓄に関する大久保さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「瑠璃子さんの財形住宅貯蓄（金銭信託）の非課税限度額は、財形年金貯蓄と合わせて、元利合計で550万円までです。」
2. 「敬太さんの財形住宅貯蓄（保険型）の非課税限度額は、財形年金貯蓄と合わせて、払込保険料累計額で385万円までです。」
3. 「ご夫婦の共有名義の居住用新築マンションの購入のために財形住宅貯蓄を非課税で払い出すためには、床面積が50m²以上の物件を選ぶ必要があります。」
4. 「マンションの購入について増田さんご夫婦が財形住宅融資を受ける場合、一定の要件を満たしていれば、一般財形貯蓄、財形住宅貯蓄および財形年金貯蓄の合計残高の10倍の範囲内で融資を受けることができます。」

問30

敬太さんは、公募投資信託やETF（上場投資信託）、J-REIT（上場不動産投資信託）の購入を検討しており、一般NISA（少額投資非課税制度）についてFPの大久保さんに質問をした。大久保さんが金融商品等について説明する際に使用した下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

	公社債投資信託	株式投資信託	ETF	J-REIT
一般NISAによる非課税の対象	対象にならない	対象になる	(ア)	対象になる
金融商品取引所への上場・非上場	非上場	(イ)	上場	上場
指値注文	できない	できない	できる	(ウ)

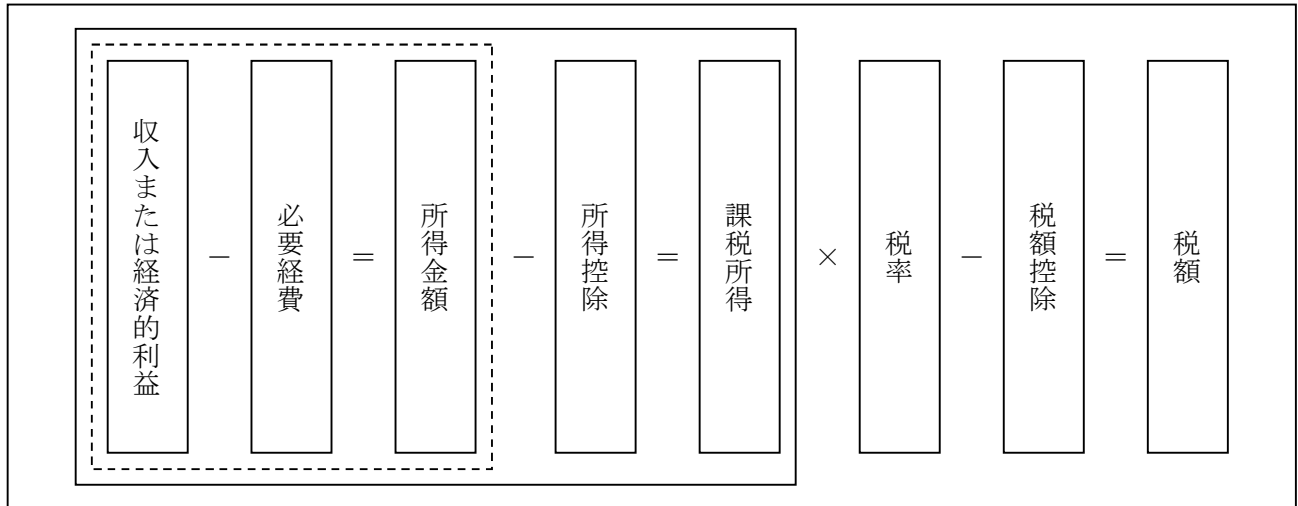
<語群>

- | | | | |
|----------|------------|-------|--------|
| 1. 対象になる | 2. 対象にならない | 3. 上場 | 4. 非上場 |
| 5. できる | 6. できない | | |

問31

F Pの大久保さんは、個人に対する所得税の仕組みについて敬太さんから質問を受けた。大久保さんが下記<イメージ図>を使用して行った所得税に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

<イメージ図>



(出所：財務省「所得税の基本的な仕組み」)

1. 「敬太さんが住宅ローンを借り入れ、年末に借入金残高がある場合、要件を満たせば住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）として、一定金額を所得税額から控除することができます。」
2. 「敬太さんがふるさと納税をした金額は、寄附金控除として、一定金額を所得税額から控除することができます。」
3. 「敬太さんが支払う収入保障保険の保険料は、生命保険料控除として、一定金額を所得金額から控除することができます。」
4. 「敬太さんが負担している厚生年金保険料は、社会保険料控除として、その全額を所得金額から控除することができます。」

問32

敬太さんは、健康保険料（一般保険料をいう。以下同じ）について確認したいと思い、FPの大久保さんに質問をした。敬太さんの健康保険料等に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、敬太さんは全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）の被保険者である。また、健康保険料の計算に当たっては、下記〈資料〉に基づくこととする。

〈資料〉

[敬太さんに関するデータ]

給与：毎月270,000円（標準報酬月額280,000円）

賞与：1回につき630,000円（標準賞与額630,000円）

※賞与は年2回支給される。

健康保険の一般保険料率：10.00%（労使合計）

（ア） 毎月の給与に係る健康保険料のうち、敬太さんの負担分は14,000円である。

（イ） 賞与に係る健康保険料については、敬太さんの負担分はない。

（ウ） 敬太さんは、健康保険料と介護保険料を合わせて負担している。

（エ） 協会けんぽの保険料率は全国一律である。

問33

瑠璃子さんは、敬太さんが万一死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの大久保さんに相談をした。仮に敬太さんが2019年2月に36歳で在職中に死亡した場合、敬太さんの死亡時点において瑠璃子さんが受け取ることができる遺族給付の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、敬太さんは、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険の被保険者であったものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

1. 遺族基礎年金＋遺族厚生年金
2. 遺族基礎年金＋遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算
3. 遺族厚生年金
4. 遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算

問34

敬太さんの弟の康男さん（34歳）は、より良い職を求め、大学卒業後から12年間勤務していたMT社を自己都合退職した。求職活動中は雇用保険から基本手当を受給する予定であり、基本手当の受給手続きについてFPの大久保さんに質問をした。大久保さんが行った雇用保険の基本手当の受給手続きに関する次の説明の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

「基本手当を受給するためには、退職後、勤めていたMT社から（ア）を受領し、住所地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に出向き、求職の申込みを行います。

受給資格の決定後、7日間の待期期間を経て、基本手当の支給が開始されますが、康男さんは自己都合退職であるため、待期期間終了後、最長（イ）の給付制限の間、基本手当は支給されません。

また、基本手当を受け取るには、（ウ）ごとに、公共職業安定所（ハローワーク）に出向き、失業の認定を受けなければなりません。失業していたと認定された日数分の基本手当が支給されます。」

1. （ア）雇用保険被保険者離職票 （イ）1ヵ月間 （ウ）1週間
2. （ア）雇用保険被保険者離職票 （イ）3ヵ月間 （ウ）4週間
3. （ア）雇用保険受給資格者証 （イ）3ヵ月間 （ウ）1週間
4. （ア）雇用保険受給資格者証 （イ）1ヵ月間 （ウ）4週間

【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

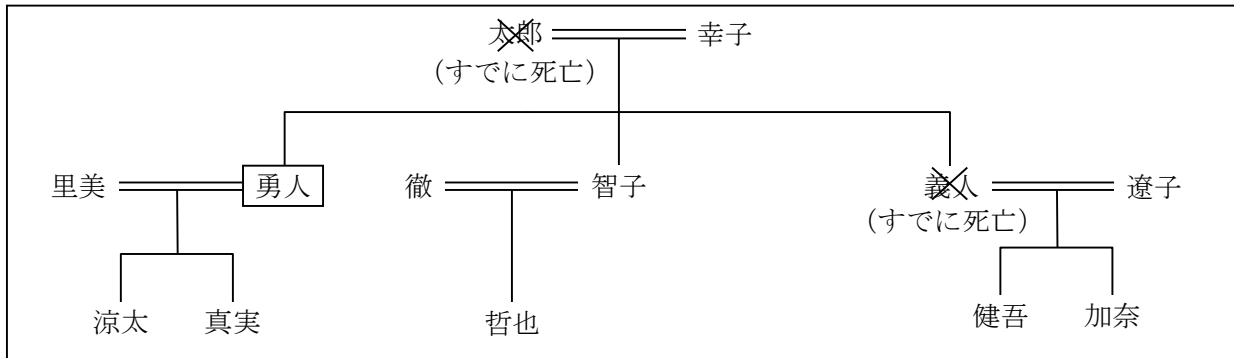
<設例>

国内の上場企業に勤務する大場勇人さんは、今後の生活のことなどに関して、FPで税理士でもある成田さんに相談をした。なお、下記のデータは2019年1月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
大場 勇人	本人	1966年12月18日	52歳	会社員
里美	妻	1966年10月26日	52歳	パートタイマー
涼太	長男	1994年 7月30日	24歳	大学院生
真実	長女	1999年 6月12日	19歳	大学生
幸子	母	1938年 9月22日	80歳	無職

II. 大場家の親族関係図



III. 大場家（勇人さんと里美さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

（単位：万円）

	勇人	里美
金融資産		
預貯金等	2,560	300
債券・株式等	820	—
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（賃貸アパートの敷地）	4,400	—
建物（賃貸アパートの家屋）	300	—
その他（動産等）	120	50

[資料2：負債残高]

自動車ローン：80万円（債務者は勇人さん）

[資料3：生命保険]

(単位：万円)

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額
終身保険A	勇人	勇人	里美	300	150
終身保険B	勇人	勇人	里美	230	150
変額個人年金保険C	勇人	里美	勇人	(注1)	580
変額個人年金保険D	勇人	里美	勇人	(注1)	400

注1：変額個人年金保険CおよびDの死亡保険金は、被保険者である里美さんの死亡時の年金原資相当額（便宜上、解約返戻金相当額と同額とする）と一時払保険料相当額である500万円のいずれか大きい金額が支払われるものである。

注2：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注3：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

FPの成田さんは、まず現時点（2019年1月1日）における大場家（勇人さんと里美さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

<大場家（勇人さんと里美さん）のバランスシート>

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		自動車ローン	×××
預貯金等	×××		
債券・株式等	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	負債合計	×××
不動産			
土地（賃貸アパートの敷地）	×××		
建物（賃貸アパートの家屋）	×××	[純資産]	(ア)
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問36

2018年分の所得税の計算において、勇人さんが適用を受けることができる配偶者控除または配偶者特別控除（ア）と扶養控除（イ）の金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、2018年中において大場家は全員勇人さんと同居し、生計を一にしている。また、障害者・特別障害者に該当する者はいない。

<2018年における大場家の合計所得金額>

勇人さん	700万円
里美さん	112万円
涼太さん	15万円
真実さん	20万円
幸子さん	80万円

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

納税者の 合計所得金額 配偶者の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超	85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超	90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超	95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超	100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超	105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超	110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超	115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超	120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超	123万円以下	3万円	2万円	1万円

1. (ア) 11万円 (イ) 76万円
2. (ア) 11万円 (イ) 101万円
3. (ア) 38万円 (イ) 76万円
4. (ア) 38万円 (イ) 101万円

問37

仮に、幸子さんが現時点（2019年1月1日）で死亡した場合、幸子さんの相続に係る相続税の総額として、正しいものはどれか。なお、相続税の課税価格の合計額は2億4,000万円であるものとし、計算に当たっては、下記＜計算過程＞に従って計算すること。また、相続を放棄した者はいないものとする。

＜計算過程＞

- ① 相続税の課税価格の合計額から基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を算出
- ② 課税遺産総額を各法定相続人が民法の規定に基づく法定相続分に応じて取得したものとして、各法定相続人の取得金額を計算
- ③ 各法定相続人の取得金額に対して＜相続税の速算表＞を適用し、税額を算出
- ④ 上記③で算出された税額を合計し、相続税の総額を算出

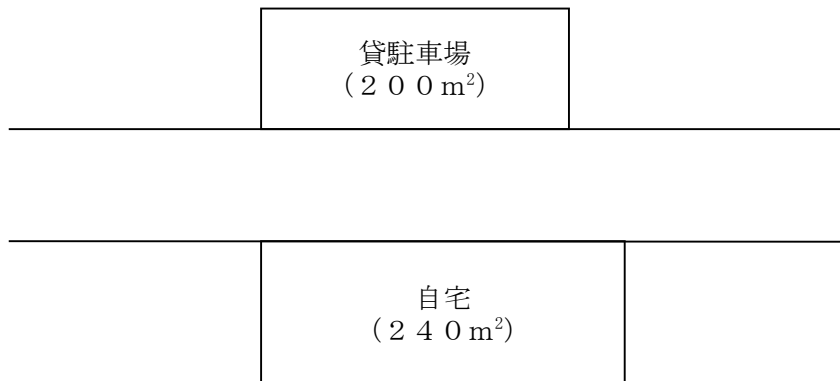
＜相続税の速算表＞

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
	1,000万円 以下	10%	—
1,000万円 超	3,000万円 以下	15%	50万円
3,000万円 超	5,000万円 以下	20%	200万円
5,000万円 超	1億円 以下	30%	700万円
1億円 超	2億円 以下	40%	1,700万円
2億円 超	3億円 以下	45%	2,700万円
3億円 超	6億円 以下	50%	4,200万円
6億円 超		55%	7,200万円

1. 2,920万円
2. 3,160万円
3. 3,660万円
4. 4,540万円

問38

幸子さんは、自宅の敷地と貸駐車場（敷地内に構築物のない、いわゆる青空駐車場である）を所有している（他に所有する土地等はない）。仮に、現時点（2019年1月1日）で幸子さんが死亡した場合、幸子さんの相続に係る相続税の課税価格の計算に際し、小規模宅地等に係る相続税の課税価格の計算の特例（以下「小規模宅地等の評価減特例」という）の適用を受けることのできる面積の上限として、最も適切なものはどれか。なお、自宅の敷地については同居親族である勇人さんが、貸駐車場については智子さんが、それぞれ相続するものとする。



1. 自宅の敷地（240 m²）にのみ、小規模宅地等の評価減特例の適用を受けることができる。
2. 勇人さんと智子さんの選択により、自宅の敷地（240 m²）と貸駐車場（200 m²）のいずれか一方にのみ、小規模宅地等の評価減特例の適用を受けることができる。
3. 勇人さんと智子さんの選択により、自宅の敷地（240 m²）と貸駐車場（200 m²）のうち、合計で330 m²まで小規模宅地等の評価減特例の適用を受けることができる。
4. 自宅の敷地（240 m²）と貸駐車場（200 m²）のすべて（合計440 m²）について、小規模宅地等の評価減特例の適用を受けることができる。

問 39

里美さんは、パートタイマーとして働いている勤務先で健康保険の被保険者となっているが、働く時間を減らせば、勇人さんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被扶養者となるかどうか、FPの成田さんに質問をした。成田さんが行った協会けんぽの被扶養者に関する次の説明の空欄（ア）～（エ）にあてはまる数値および語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

「健康保険の被扶養者とされるのは、主として被保険者の収入により生活をしている者です。具体的には、被扶養者とされる者の年間収入が（ア）万円（60歳以上の者や一定の障害者は、（ア）万円に50万円を加えた額）未満で、原則として被保険者の収入の（イ）未満であることとされています。

ただし、被扶養者とされる者が被保険者と同居していない場合には、年間収入が（ア）万円（60歳以上の者や一定の障害者は、（ア）万円に50万円を加えた額）未満で、その金額が被保険者からの仕送り額より少ない場合に被扶養者とされます。

なお、被扶養者となるのは一定の親族に限られますが、そのうち配偶者（内縁関係を（ウ））、子、孫、被保険者本人の兄弟姉妹および父母などの直系尊属については、別居であっても収入要件を満たしていれば被扶養者となることができます。

ただし、被扶養者とされる者が他の医療保険（健康保険、後期高齢者医療制度）の被保険者とされる場合には、被扶養者となることができないため、海外居住者等一部の例外を除き、（エ）歳以上の者が被扶養者とされることはありません。」

1. （ア）103 （イ）3割 （ウ）除く （エ）75
2. （ア）103 （イ）2分の1 （ウ）除く （エ）70
3. （ア）130 （イ）3割 （ウ）含む （エ）70
4. （ア）130 （イ）2分の1 （ウ）含む （エ）75

問 40

勇人さんは、20歳から大学卒業までの間は国民年金に加入しておらず、その期間は保険料を納付していなかった。このままでは満額の老齢基礎年金を受給することができないので、FPの成田さんに国民年金の任意加入制度について相談をした。国民年金の任意加入制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 厚生年金保険に加入中の者は、国民年金に任意加入することができない。
2. 60歳に達した時点で老齢基礎年金の受給資格期間は満たしているが、その額が満額ではない者は、年金額を増やすため70歳になるまで国民年金に任意加入することができる。
3. 老齢基礎年金の繰上げ請求を行った者は、それ以降国民年金に任意加入することができない。
4. 国民年金に任意加入している65歳未満の者は、付加保険料を納付することができる。